

2020年4月30日
日本原子力発電株式会社

電気事業法第106条第3項に基づく報告について（追加）

当社は、本年4月6日に経済産業大臣より発出された「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」に基づき、報告徴収命令に対する関西電力株式会社の回答内容と類似する事案の有無並びにコンプライアンスを徹底するための取組状況及び今後の計画を取りまとめ、経済産業大臣に報告しました。

（2020年4月17日お知らせ済み）

その後、4月21日に経済産業大臣より発出された「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」※に基づき、追加の調査結果を取りまとめ、本日、経済産業大臣に報告しました。

当社としては、先般報告した計画に基づき、引き続き、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

※経済産業大臣からの要請（概要）

経済産業大臣は、電力各社に対し、追加的に以下を確認し報告することを求めています。

1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無（現役及び過去10年間）
2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無（現役及び過去10年間）

○添付資料：電気事業法第106条第3項に基づく報告について

以 上

令和2年4月30日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

電気事業法第106条第3項に基づき、貴信2020417資第24号(令和2年4月21日付)にて報告を求められておりました事項につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無

(1) 役職員による金品受領の有無

○過去10年間(2010年4月1日以降の期間をいう。以下同じ。)の次の者(合計46名)を対象に、コンプライアンス担当部門が面談・電話での聴取を行い、社外者からの社交的儀礼の範囲を超える金品受領がなかったことを確認した。(2019年9月27日～10月3日、2020年4月28日実施。回答数46(回答率100%))

- a. 役員(非常勤・社外役員を除く。)
- b. 本店の契約担当室長、茨城地区及び福井地区の幹部役職員(事業本部長、副事業本部長、発電所長、地域事務所長等)

(2) 不適切な工事発注・契約の有無

①過去10年間の次の者(合計50名)を対象に、コンプライアンス担当部門が電子メールでのアンケート又は電話での聴取を行い、事前の不適切な情報提供及び発注約束並びに合理的な理由のない特命発注がなかったことを確認した。(2020年3月25日～26日、4月22日～24日実施。回答数50(回答率100%))

- a. 契約担当部門責任者(本店・発電所の契約担当室長、契約担当マネージャー)
- b. 工事担当部門責任者(発電所長、発電所の保修担当室長)
- c. 地域対応担当部門責任者(本店の地域対応担当室長、茨城地区及び福井地区の地域対応担当の幹部役職員(事業本部長、副事業本部長、地域事務所長))

※上記aは工事発注・契約事務を担当し工事発注・契約に関する実質的な権限を有する。
b、cについては、工事発注・契約をaに依頼する者(b)、地域対応を行う者(c)であり工事発注・契約に関する実質的な権限を有する者ではないものの、付加的に調査の対象とした。

②コンプライアンス担当部門が過去 10 年間の請負及び委託契約をサンプリングした上で、本店及び発電所の契約担当マネージャー(3 名)に特命発注理由を面談で聴取し、合理的な理由のない特命発注契約がないことを確認した。(2020 年 3 月 25 日～26 日、4 月 22 日～24 日実施。回答数 3(回答率 100%))

③コンプライアンス担当部門が過去 10 年間の内部通報窓口等への相談記録(合計 25 件)を調査し、金品の受領や不適切な工事発注・契約に関する案件がなかったことを確認した。(2020 年 4 月 22 日実施)

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

該当なし(当社は発電事業者であるが、過去 10 年間に減額した役員報酬に対して補填を行っていないことを確認した。)

以 上